

職業能力開発促進法施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

近年の技術動向等を踏まえ、有識者で構成される職業能力開発専門調査員会での検討結果に基づき、技能検定の試験科目等の改正を行うため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）について所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 試験基準の見直し関係（規則別表第12及び第13関係）

技能検定の試験科目及びその範囲について、以下のとおり改正する。

① 農業機械整備職種の1級及び2級の学科試験

関係法規の項目に「消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）関係法令」、「道路交通法（昭和35年法律第105号）関係法令」及び「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）関係法令」を追加

② 酒造職種の1級の学科試験及び実技試験並びに2級の学科試験

○ 1級の学科試験について、清酒製造法の項目に「食品衛生」を追加し、関係法規の項目に「食品表示法（平成25年法律第70号）関係法令」及び「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）」を追加し、実技試験について、清酒製造作業の項目から「調合」を削除

○ 2級の学科試験について、清酒製造法の項目に「食品衛生」を追加し、関係法規の項目に「食品表示法関係法令」及び「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律関係法令」とともに、1級では既に含まれている「水質汚濁防止法関係法令」を追加

③ 防水施工職種の1級及び2級の学科試験

ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法、塩化ビニル系シート防水施工法及びシーリング防水施工法において、それぞれの工事における「養生及び保護」を「養生」に改正

(2) 作業の統廃合関係（規則別表第12及び第13関係）

技能検定の選択科目について、以下のとおり改正する。

① 機械加工職種の1級及び2級の学科試験及び実技試験の選択科目

学科試験の「ラツプ盤加工法」及び実技試験の「ラツプ盤作業」を削除

- ② 紳士服製造職種の1級及び2級の実技試験の選択科目
「紳士既製服型紙製作作業」及び「紳士既製服縫製作業」を統合し、
「紳士既製服製造作業」とする。
- ③ 陶磁器製造職種1級及び2級の学科試験及び実技試験の選択科目
学科試験の「手ろくろ成形法」及び実技試験の「手ろくろ成形作業」
を削除

(3) (2)の改正に伴う整備関係

- ① 技能検定試験の免除を受けることができる者に係る職業訓練の基準を
整理する（規則別表第5関係）。
- ② 技能検定試験の選択科目について、学科試験と実技試験の対応関係を
整理する（規則別表第14関係）。

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成27年4月1日（ただし、2(2)及び(3)については平成28年4月1日）